

## 認定認知症領域検査技師制度

### 第8回認定試験（令和4年度）実施要項

- I 期 日 : 令和4年11月27日（日）  
受付開始 : 午前9時00分（詳細はⅦをご参照ください）
- II 試験会場 : 幕張メッセ 国際会議場  
〒261-8550 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-1
- III 受験申請料 : 20,000円（審査料を含む）  
\*受験申請料は一切返金しません。
- IV 登録料 : 5,000円  
\*合格発表後にお支払いいただきます。  
\*合格者の登録日は令和5年4月1日となります。
- V 受験資格 : 以下のすべてを満たす者  
1) 日本臨床衛生検査技師会の会員であること。  
2) 日臨技生涯教育研修制度を修了（平成8～令和3年度）していること。  
3) 「資格更新審査基準単位」（別表）の2分の1（50単位）以上の単位を取得していること。  
（ただし、制度規則の改正により単位の取得時期で3つの基準があるため、別表の適用年度について確認すること）
- VI 受験申請手順 :  
1) 受験申請は会員サイトログイン後、画面右「日臨技会員メニュー」バナーの「認定資格申請」をクリックして、各資格申請の画面にある「入力ガイド」に沿って申請してください。  
2) 受験申請受付開始 : 令和4年10月1日（土）～  
3) 受験申請受付締切 : 令和4年10月31日（月）
- VII 試験日程 : 令和4年11月27日（日）
- |       |   |       |       |                |
|-------|---|-------|-------|----------------|
| 9:00  | ～ | 9:45  | (45分) | 受付             |
| 9:45  | ～ | 10:00 | (15分) | 選択問題オリエンテーション  |
| 10:00 | ～ | 11:30 | (90分) | 選択問題           |
| 11:30 | ～ | 11:45 | (15分) | 休憩             |
| 11:45 | ～ | 11:55 | (10分) | 記述式問題オリエンテーション |
| 11:55 | ～ | 12:40 | (45分) | 記述式問題          |

- \* 上記は一部変更となる場合がありますが、選択問題の開始時刻は10時00分で不変とします。
- \* 試験に遅刻した場合は受験とみなされません。また、受験料は返金されません。
- \* 試験は個人単位に筆記を早期終了した場合、会場からの退室を認めますが、終了時刻の10分前からは会場退室を禁じます。

## VIII 試験問題：

「認定認知症領域検査技師制度カリキュラム」の範囲から出題されます。詳細は、下記 URL の日臨技認定センター資格情報本制度ページ内をご参照ください。

<http://www.jamt.or.jp/studysession/center/system07/>

参考資料等：認知症予防専門士テキストブック 改訂版（徳間書店）  
認知症予防のための検査特集（医学検査 2017 J-STAGE-2号）  
日臨技主催の講習会・講座・セミナーの資料  
NI-G 認定認知症領域検査技師 eラーニング

### ○認定技師資格の認定期間について

認定資格の認定期間は、試験翌年の4月1日から5年間となります。  
(第8回認定は、令和5年4月1日より令和10年3月31日まで)

### ○認定技師の氏名公表について

この制度による認定技師は、日臨技、各支部、都道府県技師会の活動において、指導的な役割を担っていただくことを目的の一つとしていることから、特に申し出のない限り、日臨技認定センター資格情報本制度ページ内や会報等に氏名を公表いたします。

### ○認定更新の要件について

- 1) 日本臨床衛生検査技師会会員を認定資格取得日から更新申請時まで継続していること。
- 2) 更新申請時に「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること。
- 3) 認定期間内に日臨技認定センター主催の資格更新指定研修会の参加履修を完了していること。
- 4) 認定期間内に日臨技認定センター単位承認研修会に参加し、更新審査基準に定められた履修単位を取得していること。
- 5) 更新申請時に日本認知症予防学会の会員であること。

別 表（平成31年4月1日改正）

※平成31年4月1日からの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は100単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査するが、2022年4月1日以降の更新者（2017年4月1日以降に認定資格を取得した認定技師）については、資格更新のためのJSDP（日本認知症予防学会）技師講座又は指定講習会のどちらかを少なくとも1回受講し、20単位を取得していることを資格更新の要件とする。なお、認定試験の受験に必要な単位は資格更新審査基準単位の必要最低単位数の2分の1以上とする。

1. 日臨技主催のJSDP技師講座（2日コース）の修了 40単位
2. 日臨技主催のJSDP技師講座（1日コース）の修了 20単位
  - 予防学会学術集会併設の日臨技主催のJSDP技師講座は、予防学会の会員でなくても受講できるものとする。
3. 日臨技主催の指定講習会（2日コース）の修了 30単位
4. 日臨技主催の指定講習会（1日コース）の修了 20単位
5. 日本医学検査学会前日のスキルアップセミナーの修了 20単位
6. 各支部または都道府県技師会主催の認知症対応力向上講習会であり以下の条件にすべて合致している日臨技承認研修会の参加終了 10単位  
〔条件〕
  - 研修内容の中に認知症の検査への理解を深める内容があること
  - 通算講義時間は5時間を超えるもの（休憩を含めて5時間以上としてもよい）
  - 主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
  - 講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること
7. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加 10単位
8. 上記1から7における講師を務めた場合 10単位
9. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者 20単位
10. 都道府県技師会を含む他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している承認研修会への参加 5単位  
〔条件〕
  - 通算講義時間は3時間を超えるもの
  - 主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
  - 講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること
11. 予防学会学術集会への参加 20単位

12. 認知症に関する一般演題、シンポジウム等の学会発表：筆頭 10 単位、共著 5 単位

〔条件〕

- 抄録掲載のあるもの
- 日本語の発表でも外国語の発表でもよい
- 認知症の一次予防、二次予防、三次予防のいずれかに該当する内容であること

13. 認知症に関する原著論文：筆頭 20 単位、共著 10 単位

〔条件〕

- 掲載雑誌は問わないが、査読付き論文であること
- 日本語論文でも外国語論文でもよい
- 認知症の一次予防、二次予防、三次予防のいずれかに該当する内容であること

14. 認知症に関するその他論文：筆頭 10 単位、共著 5 単位

〔条件〕

- 掲載雑誌および査読の有無は問わない
- 日本語論文でも外国語論文でもよい
- 認知症の一次予防、二次予防、三次予防のいずれかに該当する内容であること

(※JSDPとは日本認知症予防学会の略称である。)

別 表（平成29年4月1日改正）

※平成31年3月31日までの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は100単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査する。なお、認定試験の受験に必要な単位は資格更新審査基準単位の必要最低単位数の2分の1以上とする。

1. 日臨技主催のJSDP技師講座の修了 40単位
2. 日臨技主催の指定講習会の修了 30単位
3. 日臨技主催のJSDPスキルアップセミナーの修了 20単位
4. 日臨技主催のスキルアップセミナーの修了 20単位
5. 日臨技主催の認知症対応力向上講習会A 30単位（平成29年度開催）
6. 都道府県技師会主催の認知症対応力向上講習会B 20単位（平成29・30年度開催）
7. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加 10単位
8. 上記1から7における講師を務めた場合 10単位
9. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者 20単位
10. 都道府県技師会を含む他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している承認研修会への参加 5単位

〔条件〕

- ・通算講義時間は3時間を超えるもの
  - ・主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
  - ・講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること
11. 予防学会学術集会への参加（参加のみ）20単位（発表有り）30単位  
なお、予防学会が主催する各講座は、当学会の会員でなくても受講できるものとする。
  12. 審議会委員である日臨技理事が予め指定する学会・研修会等への参加5単位
    - ・参加が確認できる参加申込受付票または領収書などが発行されること

別 表（平成27年2月25日改正）

※平成29年3月31日までの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は100単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査する。

1. 予防学会学術大会における認知症領域検査技師講座の修了40単位
2. 予防学会主催の認知症領域検査技師講座の修了20単位
3. 日臨技主催の認知症領域検査技師指定講習会の修了30単位
4. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加10単位
5. 上記1から4における講師を務めた場合10単位
6. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者20単位
7. 他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している研修会・セミナーへの参加5単位

〔条件〕

- ・通算講義時間は3時間を超えるもの
  - ・主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
  - ・講義参加証明書として修了証書などが発行されること
8. 予防学会学術集会への参加10単位

なお、予防学会が主催する各講座は、当学会の会員でなくても受講できるものとする。